

## Ⅲ－２２

### パラスポーツ委員会の活動内容に関する申し合わせ

本委員会は次の業務を行う。なお、次の業務は必要に応じて日本パラスポーツ協会と連携して進める。

- (1) パラスポーツの医科学的サポートに関する事
  - 1) 各種パラスポーツ大会での医科学的サポートを行う。
  - 2) 各競技選手に対する医科学的サポートを行う。
  - 3) クラシフィケーションに関するサポートを行う。
  - 4) メディカルチェックに関するサポートを行う。
  - 5) アンチ・ドーピング管理に関するサポートを行う。
  
- (2) パラスポーツの医科学研究に関する事
  - 1) パラスポーツの安全性に関する研究を推進する。
  - 2) パラスポーツの技術向上に関する研究を推進する。
  - 3) パラスポーツの健康に対する効果に関する研究を推進する。
  
- (3) パラスポーツの広報と普及に関する事
  - 1) 障がい者に対しパラスポーツの普及活動と選手の発掘を行う。
  - 2) 一般国民に対しパラスポーツ及びパラリンピックを広く周知し認知度の向上を進める。
  - 3) リハビリテーション医療関係者に対するパラスポーツの広報とパラスポーツへのサポート参加を依頼する。

#### 附 則

本申し合わせは、平成29年1月28日より施行し、平成28年10月1日より適用する。

令和7年1月25日より施行する。